

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-1
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 6 条及び第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 6 条及び第 7 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 6 条 にのうみ及びその附帯施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用の許可に関して、にのうみの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。 （使用許可の制限） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-2
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 13 条 市内に住所を有する者が宿泊使用する場合は、使用料を 3 割減額とする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-3
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 14 条ただし書
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 14 条ただし書の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	1-4
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 15 条 にのうみは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がにのうみの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-5
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 17 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-6
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 19 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 19 条 にのうみを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-7
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用内容の変更
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市規則第 39 号
【基準】 第 8 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 8 条 使用者は、条例第 6 条第 1 項の規定により当該使用許可の内容を変更しようとするときは、亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	1-8
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市規則第 39 号
【基準】 第 9 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 9 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第 5 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消承認通知書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-1
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	亀岡市児童館の使用許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市児童館条例施行規則
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 4 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可及び制限） 第 4 条 児童館の施設、設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、亀岡市児童館使用許可申請書(別記様式)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、前条第 1 号に該当する者は、館長の承認のみでたりるものとする。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、児童館の使用許可に条件を付し、又は使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

--

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-2
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	特別の事情の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市住宅新築資金等貸付条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 51 年亀岡市条例第 37 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (処分の制限) 第 15 条 借受人は、貸付金の償還前において貸付金により取得した住宅土地及び借地権等を貸付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の事情があるものとして市長が承認したときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-3
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	亀岡市立文化センターの使用許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 4 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可及び制限） 第 4 条 文化センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長は文化センターの使用許可に条件を付し、又は使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。 (4) その他使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-4
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	亀岡市立文化センターの使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-5
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	亀岡市立文化センターの使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-6
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 5 条及び第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 5 条及び第 6 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 5 条 ガレリア及びその附帯施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、ガレリアの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。 （使用許可の制限） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-7
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-8
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-9
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 14 条 ガレリアは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がガレリアの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-10
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 16 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	2-11
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 18 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 18 条 ガレリアを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-12
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 7 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 7 条 使用者は、当該使用許可の内容を変更しようとするときは、ガレリアかめおか使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、ガレリアかめおか使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-13
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 7 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (申出による使用許可の取消し) 第 8 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、ガレリアかめおか使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、ガレリアかめおか使用許可取消承認通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-14
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 3 条及び第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 3 条及び第 4 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 3 条 会館及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、会館の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-15
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-26-5001

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-16
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-17
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 12 条 会館は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が会館の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-18
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条の 3
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 12 条の 3 の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 12 条の 3 市長が特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-19
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 13 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 13 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 13 条 会館を使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-20
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	スポーツクライミング施設の使用の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例施行規則
根 拠 条 項	第 2 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 2 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 （スポーツクライミング施設の使用手続） 第 2 条の 2 市長は、スポーツクライミング施設を使用しようとする者のスポーツクライミングの経験の有無を確認し、必要に応じて講習又は説明を行い、その者がスポーツクライミング施設を安全に使用するために必要な知識を有すると認めたときは、使用者登録証（別記第 1 号様式の 2）を交付するものとする。 2 前項の規定により使用者登録証の交付を受けた者は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-21
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 6 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 6 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市交流会館使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式)に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をしたものに対し、亀岡市交流会館使用許可取消承認通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-22
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-55-9655

処 分 の 概 要	指定文化財の指定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (指定) 第 6 条 市長は、本市に存在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で国又は府の指定を受けないもののうち重要なものを亀岡市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。 2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者(無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、市長が認定した保持者又は保持団体。以下同じ。)の申請又は同意によるものとし、権原による占有者(以下「占有権者」という。)があるときは、その同意を得て行うものとする。 3 前項の場合において、当該文化財の所有者又は占有権者が判明しないときは、管理者を認定し、かつ、その同意を得るものとする。 4 第 1 項の規定による指定は、その旨を公示するとともに当該文化財の所有者又は占有権者若しくは管理者(以下「所有者等」という。)に指定書を交付して行う。	
標 準 処 理 期 間	300 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-23
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-55-9655

処 分 の 概 要	選定文化財の選定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (選定) 第 8 条 市長は、本市に存在する文化的景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を受けないもののうち重要なものを亀岡市選定文化財(以下「選定文化財」という。)に選定することができる。 2 前項の規定による選定は、関係団体等からの申出に基づき行うものとする。 3 第 1 項の規定による選定は、その旨を公示するとともに当該文化財の申出者に選定書を交付して行う。	
標 準 処 理 期 間	300 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-24
担 当 部 署	生涯学習部 生涯スポーツ課
電 話 番 号	0771-25-5055

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会体育施設条例
根 拠 条 項	第 4 条、第 5 条及び第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 4 条、第 5 条及び第 6 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 4 条 社会体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 社会体育施設を専用使用しようとする者は、使用予定日の 7 日前までに市長に申請して許可を受けなければならない。 3 前項により専用使用の許可をしたときは、一般の使用を許可しない。 （許可条件） 第 5 条 前条の使用許可について、管理上特に必要があると認めるときは、条件を附して許可することができる。 （使用の不許可） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設その他の附属物を害するおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定に	

にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

標準処理期間	7日
--------	----

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-25
担 当 部 署	生涯学習部 生涯スポーツ課
電 話 番 号	0771-25-5055

処 分 の 概 要	使用許可の変更
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会体育施設条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 7 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがある。 (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。 (2) 災害その他不可抗力の理由によって、社会体育施設の使用ができなくなったとき。 (3) 使用許可申請に虚偽の記載があったとき。 (4) その他市長が必要があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-26
担 当 部 署	生涯学習部 生涯スポーツ課
電 話 番 号	0771-25-5055

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会体育施設条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 9 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-27
担 当 部 署	生涯学習部 生涯スポーツ課
電 話 番 号	0771-25-5055

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会体育施設条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-28
担 当 部 署	生涯学習部 生涯スポーツ課
電 話 番 号	0771-25-5055

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会体育施設条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市規則第 10 号
【基準】 第 6 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 6 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市社会体育施設使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 3 号様式。以下「取消・還付申請書」という。)に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-29
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	入館料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 60 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 4 条及び亀岡市文化資料館条例施行規則第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （入館料の減免） 第 4 条 市長は、教育上その他特別の必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。 亀岡市文化資料館条例施行規則 （入館料の減免） 第 7 条 条例第 4 条に規定する入館料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を減免する。 （1） 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒が学習活動の一環として、教員の引率で入館する場合 全額 （2） 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発児第 156 号)に規定する療育手帳の交付を受けた者が入館する場合 全額 （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が入館する場合 全額 （4） その他市長が公益上特に必要と認めた場合 その都度市長が定める額 2 入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、入館料減免申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、前項第 2 号及び第 3 号に該当する者で、当該手帳等の提示をしたものは、この限りでない。 3 市長は、入館料の減免を承認したときは、入館料減免承認書(別記第 2 号様式)を交付する	

ものとする。	
標準処理期間	7日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-30
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	入館料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 60 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (入館料の不還付) 第 5 条 既納の入館料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-31
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	資料の撮影等の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （資料の撮影等） 第 8 条 資料館の資料の撮影、模写、模造、拓本、複写又は熟覧等をしようとする者は、館内資料利用申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による館内資料の利用を承認したときは、館内資料利用承認書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-32
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	出版物への掲載の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例施行規則
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (出版物への掲載) 第 9 条 資料館の資料を出版物に掲載しようとする者は、出版物掲載申請書(別記第 5 号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による出版物掲載を承認したときは、出版物掲載承認書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	2-33
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	資料の貸出の特例承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例施行規則
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 60 年亀岡市教育委員会規則第 6 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (資料の貸出) 第 11 条 資料館の資料は、原則として貸出しを行わない。ただし、市長が教育及び学術研究上特に必要と認めた場合は、貸出しを承認することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-1
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	手数料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市行政不服審査に関する条例
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 12 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (手数料の減免) 第 12 条 次の各号に掲げる規定による交付を行う場合において、当該各号に定める者(以下「減免権者」という。)は、当該交付を受ける審査請求人(法第 9 条第 1 項の審査請求人をいう。)又は参加人(法第 13 条第 4 項の参加人をいう。)(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により前条第 2 項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該交付の求め 1 件につき 2,000 円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。 (1) 法第 38 条第 1 項 当該交付を行う審理員又は審査庁 (2) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項 審査会又は亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 12 年亀岡市条例第 38 号)第 1 条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-2
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5095

処 分 の 概 要	開示請求に対する措置
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市情報公開条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 5 条から第 12 条までの規定による。 【根拠条文】 (開示請求権) 第 5 条 何人も、この条例で定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。 (開示請求の手続) 第 6 条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 (開示しないことができる情報) 第 7 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示しないことができる。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により明らかに公にすることができないとされている情報	

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 人の生活又は財産を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公にすることが必要と認められる情報

(4) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下第 6 号において「国等」という。)との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなど、公にすることにより公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 実施機関が行う許可、認可、争訟等その他事務事業に関する情報であって、公にすることにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれがあるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼、協力等により行う事務に関して実施機関が保有する情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(7) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他

市民生活の安全に支障が生ずるおそれがある情報

(部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する開示しないことができる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合において、その不開示情報の部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いて公文書を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 9 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等の期限)

第 11 条 実施機関は、第 6 条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求があった日の翌日から起算して 44 日を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由(当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を書面により通知しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第 12 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時、場所等に関する事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(第 10 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部について、公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を当該書面に記載するものとする。

3 開示請求者は、実施機関が前条第 1 項に規定する期間(前条第 2 項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に決定をしないときは、公文書の開示

をしない旨の決定があったものとみなすことができる。	
標準処理期間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-3
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市庁舎使用料条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (減免) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 他の地方公共団体又はその他の公共団体において、公用若しくは公共用に供する使用であって、特に必要があると認めるとき。 (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (3) 前 2 号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-4
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市庁舎使用料条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (還付) 第 5 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 市において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。 (2) 使用者の申請により使用の中止を認めたとき。 (3) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-5
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	返還の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市規則第 15 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (返還の請求) 第 5 条 撤去された自転車を引き取ろうとする者は、自転車返還請求書(別記様式)を市長に提出するとともに、その身分を証する書類を提示しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-6
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 2 条及び第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 2 条及び第 3 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （許可申請） 第 2 条 市民ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市民ホール使用許可申請書（別記第 1 号様式）により、使用の日前 3 月から 7 日までの間に申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとする場合についても同様とする。 （許可の基準等） 第 3 条 市長は、前条の規定による市民ホールの使用許可申請があった場合はその内容を審査し、次に掲げる基準に適合するものに限り使用を許可することができる。 （1）市役所の業務又は来庁者に支障がないこと。 （2）法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に違反するおそれがないこと。 （3）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。 （4）市民ホールの管理上支障がないこと。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成 24 年亀岡市条例第 24 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。 3 市長は、市民ホールの使用を許可する場合において、必要と認めるときは条件を付するものとする。 4 市民ホールの使用許可は、市民ホール使用許可書（別記第 2 号様式）を交付して行うものとする。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等）	

第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-7
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (減免) 第 8 条 条例第 4 条の規定により減免する使用料の額は、次に定めるところによる。ただし、入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の減免は、行わない。 (1) 条例第 4 条第 1 号に該当する場合(市が後援する事業で使用する場合に限る。) 3 割 (2) 条例第 4 条第 2 号に該当する場合 全額 (3) 条例第 4 条第 3 号に該当する場合 ア 市が後援する事業で使用するとき。 3 割 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 3 割 2 使用料の減免を受けようとする場合は、市民ホール使用料減免申請書(別記第 3 号様式)を第 2 条の規定による使用許可申請書に添付しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-8
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (還付) 第 9 条 条例第 5 条ただし書により還付する使用料の額は、次に定めるところによる。 (1) 条例第 5 条第 1 号に該当する場合 全額 (2) 条例第 5 条第 2 号に該当する場合 ア 使用の中止を使用の日前 7 日までに申請したとき。 全額 イ 使用の中止を使用の日までに申請したとき(アに該当する場合を除く。)。 使用時間区分ごとに定める使用料を除いた額(条例別表第 1 備考の規定により加算する額、実費及び附帯設備使用料を除く。) (3) 条例第 5 条第 3 号に該当する場合 使用許可期間の残存期間の使用料に相当する額	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-9
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用の変更及び中止
法 令（ 例 規 ） 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用の変更及び中止) 第 10 条 使用者が市民ホールの使用を変更又は中止しようとする場合は、市民ホール使用変更及び中止申請書(別記第 4 号様式)に第 3 条第 4 項の規定により交付された使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-10
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	2日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-11
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 10 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	3-12
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 11 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （特別の設備の制限） 第 11 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-13
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備その他の器具備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	2日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-14
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 10 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-15
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 11 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 11 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-16
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	2日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-17
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-18
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-19
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 13 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-20
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 14 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 14 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 14 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-21
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 9 号
【基準】 第 5 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 5 条 前条の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市大井生涯学習センター使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市大井生涯学習センター使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-22
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 9 号
【基準】 第 6 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 6 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市大井生涯学習センター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式)に第 4 条の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-23
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	2日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-24
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-25
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-26
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (目的外使用) 第 13 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-27
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 14 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 14 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 14 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-28
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市規則第 12 号
【基準】 第 5 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 5 条 前条の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-29
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市規則第 12 号
【基準】 第 6 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 6 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式)に第 4 条の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-30
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葺田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	2日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-31
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葺田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 10 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	3-32
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葺田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 11 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 11 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	2 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-1
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 5 条及び第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 5 条及び第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用の許可) 第 5 条 センターの施設並びにその附帯設備及び器具備品等(以下「附帯設備等」という。)を 占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は 内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用を許可する場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その 使用について条件を付けることができる。 (使用許可の制限) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-2
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-3
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-4
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 14 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-5
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 16 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-6
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	特別の設備等の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 18 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （特別の設備の制限） 第 18 条 センターを占用して使用又は目的外使用(以下「使用等」という。)するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-7
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市規則第 13 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 6 条 使用者は、条例第 5 条第 1 項の規定による使用許可の内容を変更しようとするときは、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-8
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市規則第 13 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （申出による使用許可の取消し） 第 7 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可取消承認通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-9
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	事業の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項及び第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (事業の許可及び有効期間) 第 6 条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項について変更をしようとするときも同様とする。 (許可の基準) 第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する許可申請の内容が次の各号に掲げる基準に適合するものでなければ、許可しないものとする。 (1) 事業区域及びその周辺地域における道路、河川及び水路その他の公共施設の構造等に支障が生じないよう、必要な措置がされていること。 (2) 事業区域及びその周辺地域における自然環境の保全について必要な措置がされていること。 (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他の公害発生防止について必要な措置がされていること。 (4) 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がされていること。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。 3 第 1 項各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の規模等に応じて規則で定める。	

標準処理期間	15日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	4-10
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	地位の承継
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 11 条及び亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （地位の承継） 第 11 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた事業主等の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。 2 第 6 条第 1 項の許可を受けた事業主等から事業区域内の土地の所有権その他事業を施工する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業許可を受けた事業主等が有していた当該事業許可に基づく地位を承継することができる。 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 14 条に基づく処分については、承継しない。 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則 （地位の承継） 第 8 条 条例第 11 条第 2 項の規定により承認を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業承継承認申請書(別記第 9 号様式)に、誓約書(別記第 5 号様式の 2)を添付して市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業承継承認(申請却下)通知書(別記第 10 号様式)により、事業主等に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

--

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-1
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 3 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 3 条 亀岡市営火葬場(以下「火葬場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-2
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 6 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 6 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用料の徴収) 第 6 条 使用料は、前納とし、第 3 条の規定による使用許可の際これを徴収する。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-3
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 7 条 次の各号に掲げる場合は、市長において使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市民で生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 市長が使用料を納付する資力がないと認める者 (3) その他市長において特別の理由があると認める者	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-4
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	行為の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 3 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （行為の制限） 第 3 条 下矢田みどりの郷(以下「みどりの郷」という。))において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これに類すること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのためにみどりの郷の全部又は一部を独占して利用すること。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。 3 第 1 項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書及び誓約書を市長に提出しなければならない。 4 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 5 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が、みどりの郷の公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。 6 市長は、第 1 項又は第 4 項の許可にみどりの郷の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 亀岡市暴力団排除条例	

(市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-5
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 7 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 7 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 7 条 使用者は、亀岡市都市公園条例(昭和 44 年亀岡市条例第 12 号)別表第 3 第 2 項に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。 3 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-6
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の還付） 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。 （1）使用者が使用を開始する日の 7 日前までに使用の取消しを申し出たとき。 （2）使用者が天災その他自己の責めに帰することのできない理由によって許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。 （3）第 6 条第 2 項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じたとき。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-7
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	精神・結核医療付加金の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国民健康保険条例
根 拠 条 項	第 6 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 34 年亀岡市条例第 7 号
【基準】 第 6 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 (精神・結核医療付加金) 第 6 条の 2 被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療付加金を支給する。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 58 条に規定する指定自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条第 3 号で定める精神障害の医療 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 37 条の 2 第 1 項に規定する医療 2 精神・結核医療付加金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者総合支援法の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。 3 被保険者が第 1 項各号に掲げる医療を受けたときは、その世帯主が障害者総合支援法第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項に規定する結核指定医療機関に支払うべき当該医	

療に要した費用について、精神・結核医療付加金として世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該指定自立支援医療機関又は結核指定医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療付加金の支給があったものとみなす。

標準処理期間	30日
--------	-----

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-8
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	出産育児一時金の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国民健康保険条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 34 年亀岡市条例第 7 号
【基準】 第 7 の規定による。 【根拠条文】 (出産育児一時金) 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 1 児につき 488,000 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	
標 準 処 理 期 間	90 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-9
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	葬祭費の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国民健康保険条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 34 年亀岡市条例第 7 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (葬祭費) 第 8 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 50,000 円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-10
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	資格確認書の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国民健康保険条例施行規則
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市規則第 20 号
【基準】 第 12 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （資格確認書の再交付） 第 12 条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに別記第 3 号様式により再交付を申請しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-11
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	受給者証の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (受給者証の交付) 第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合、医療費の支給を受ける資格があると認めたときは、当該申請者に対し医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-12
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	老人医療費の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市条例第 38 号
【基準】 第 2 条の規定による。 【根拠条文】 （老人医療費の支給） 第 2 条 市長は、亀岡市の区域内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の者で、その者又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものに対して、前年(1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年とする。)の所得税が課されていないもの(所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項及び第 84 条第 1 項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他規則で定める医療保険に関する法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対しその満たない額から高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。)第 67 条に規定する一部負担金に相当する額(その者が高確法第 67 条第 1 項第 1 号の場合に該当するときは、同号中「百分の十」とあるのを「百分の二十」と読み替えて得た額に相当する額とする。)を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	120 日

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-13
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	受給者証の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市条例第 38 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （受給者証） 第 4 条 この条例による医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に対し受給者証の交付の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の規定による交付の申請があった場合において、医療費の支給を受ける資格があると認めたときは、当該申請者に対し、この条例による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。 3 前項の受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保険医療機関又は保険薬局、同法第 86 条第 1 項に規定する特定承認保険医療機関、国民健康保険法第 36 条第 3 項の保険医療機関又は保険薬局及び同法第 53 条第 1 項に規定する特定承認保険医療取扱機関（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-14
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	受給者証等の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例施行規則
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (受給者証等の再交付) 第 11 条 老人医療費受給者証、老人医療費一部負担金減免証明書及び老人医療費一部負担金限度額適用認定証(以下「受給者証等」という。)を破損又は亡失し、再交付を受けようとするときは、老人医療費受給者証等再交付申請書(別記第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受給者証等を再交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-15
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	一部負担金の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例施行規則
根 拠 条 項	第 13 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 13 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （一部負担金の減免） 第 13 条 市長は、条例第 2 条に規定する者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 69 条第 1 項の規定を適用した場合に一部負担金の減免を受けることができる者に相当する者については、当該減免されることとなる一部負担金に相当する額についても老人医療費として支給するものとする。 2 前項に規定する老人医療費の支給を受けようとする者は、老人医療費一部負担金減免申請書(別記第 7 号様式)を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ申請者に対して、災害等の状況を明らかにすることができる書類の提出を求めることができるものとする。 3 市長は、申請の内容について審査した結果、老人医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、支給額の範囲又は支給期間を決定し、老人医療費一部負担金減免証明書(別記第 8 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	180 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-16
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	高額医療費の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例施行規則
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （高額医療費の支給申請） 第 14 条 条例第 2 条に規定する者で法第 67 条に規定する一部負担金が法第 84 条の規定を適用した場合に高額医療費の支給を受けることができる者で老人医療費高額医療費の支給を受けようとする者は、老人医療費支給申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、条例第 2 条に規定する医療費について請求者が負担すべき額を証する書類を添付しなければならない。 3 第 1 項の規定による申請をする場合において医療保険各法の規定により附加給付のある受給者については、附加給付支給額証明書（別記第 10 号様式）を添付しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	120 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-17
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	老人医療費高額介護合算医療費の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例施行規則
根 拠 条 項	第 14 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 14 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 （老人医療費高額介護合算医療費の支給申請） 第 14 条の 2 条例第 2 条に規定する者で法第 67 条に規定する一部負担金が法第 85 条の規定を適用した場合に高額介護合算医療費の支給を受けることができるもので老人医療費高額介護合算医療費の支給を受けようとするものは、老人医療費高額介護合算医療費支給申請書（別記第 9 号様式の 2）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請があった場合は、老人医療費高額介護合算医療費支給（不支給）決定通知書（別記第 9 号様式の 3）により当該申請者に通知するものとする。 3 第 1 項の合算算定基準額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「施行令」という。）第 16 条の 3 に規定する額とする。	
標 準 処 理 期 間	180 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	5-18
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	一部負担金限度額適用の認定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例施行規則
根 拠 条 項	第 15 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 15 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （一部負担金限度額適用認定申請等） 第 15 条 条例第 2 条に規定する者で施行令第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定を適用した場合に一部負担金限度額適用の認定を受けることができるもので一部負担金限度額適用の認定を受けようとするものは、老人医療費一部負担金限度額適用認定申請書(別記第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項に規定する認定は、老人医療費一部負担金限度額適用認定証(別記第 12 号様式)を交付することにより行うものとする。 3 市長は、第 1 項の申請があった場合において、認定しないことを決定したときは、老人医療費一部負担金限度額適用認定申請却下通知書(別記第 13 号様式)により当該申請者に通知するものとする。 4 老人医療費一部負担金限度額適用認定証の有効期間は、8 月 1 日(期間の途中で交付された者にあつては、その日の属する月の初日)から翌年 7 月 31 日までとする。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-1
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 プラザ及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、プラザの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 営利を目的とした使用と認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) プラザの施設又は附帯設備その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (4) プラザの管理上支障があると認められるとき。 (5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すこ	

とができる。	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	6-2
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-3
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-4
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 13 条 プラザは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がプラザの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-5
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 15 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	6-6
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 16 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （特別の設備の制限） 第 16 条 プラザを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-7
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 10 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 7 条 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、ふれあいプラザ使用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-8
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 10 号
【基準】 第 8 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (申出による使用許可の取消し) 第 8 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、ふれあいプラザ使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-9
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	災害弔慰金の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (災害弔慰金の支給) 第 3 条 市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-10
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	災害障害見舞金の支給
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (災害障害見舞金の支給) 第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-11
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	災害援護資金の貸付け
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （災害援護資金の貸付け） 第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-12
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	償還金の支払猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （償還金の支払猶予） 第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記第 8 号様式）を当該借受人に交付するものとする。 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第 9 号様式）を当該借受人に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-13
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	違約金の支払免除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 第 15 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記第 10 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(別記第 11 号様式)を当該借受人に交付するものとする。 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第 12 号様式)を当該借受人に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-14
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5029

処 分 の 概 要	償還免除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （償還免除） 第 16 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記第 13 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1) 借受人の死亡を証する書類 (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類 (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 14 号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 15 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	6-15
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	助成の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市社会福祉法人の助成に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （申請手続） 第 3 条 社会福祉法人が助成を受けようとするときは、申請書に次の書類を添えて市長に提出するものとする。 （1）理由書 （2）助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書 （3）財産目録、貸借対照表及び収支予算書 （4）定款 （5）法人の行う事業の概要 （6）役員名簿 （7）その他市長が必要と認めるもの	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-16
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 7 条及び第 8 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 7 条 総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 （使用の許可の制限） 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) その他市長が適当でないと認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定に	

かかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-17
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-18
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-19
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 13 条 総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-20
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 15 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-21
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	特別の設備等の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （特別の設備等） 第 16 条 使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-22
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	利用グループの登録
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 8 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （利用グループの登録） 第 8 条 4 市長は、第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証（別記第 2 号様式）を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-23
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 14 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 14 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用内容の変更) 第 14 条 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-24
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 15 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 11 号
【基準】 第 15 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (申出による使用許可の取消し) 第 15 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 7 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-25
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	支給の認定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市障害児手当条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (認定) 第 5 条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について市長の認定を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-26
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	受給者証の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (受給者証の交付) 第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合、医療費の支給を受ける資格があると認めたときは、当該申請者に対し医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-27
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	保険料の徴収猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護保険条例
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 【根拠条文】 (保険料の徴収猶予) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。 (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。	

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由	
標準処理期間	15日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-28
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	保険料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護保険条例
根 拠 条 項	第 10 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 【根拠条文】 (保険料の減免) 第 10 条 市長は、次の各号に該当する者のうち必要があると認められる者に対し、その保険料を減免することができる。 (1) 前条第 1 項各号のいずれかに該当する者 (2) 前号に定める者のほか、特に規則で定める者 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の 15 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。 (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由 3 第 1 項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-29
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター予防
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 37 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可) 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用許可の制限) 第 5 条 次の各号の一に該当するときは、市長は、センターの使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-30
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター予防
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 37 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 9 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-31
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	診療費の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (減免) 第 9 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前 2 条に規定する診療費及び手数料を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	6-32
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	診療費の後納等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市休日急病診療所条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 56 年亀岡市規則第 15 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （診療費の後納等） 第 5 条 条例第 7 条第 1 項ただし書の規定により後納できる場合は、次のとおりとする。 （1）診療の結果直ちに診療費を算定し難いとき。 （2）診療費を直ちに払い難い事情があると認められるとき。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-1
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 6 条及び第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 6 条及び第 9 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 6 条 かめまるランド(あおぞらひろばを除く。以下「屋内スペース」という。)及びその設備等を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 （使用許可の制限） 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、屋内スペースの使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は設備等を汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-2
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の減免) 第 8 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-3
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 11 条及びかめまるランド条例施行規則第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 かめまるランド条例施行規則 （使用料の還付） 第 5 条 条例第 11 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。 （1）災害その他不可抗力により使用できない場合 全額 （2）公用又は管理上の都合等により使用できない場合 全額 （3）その他市長が特に必要があると認めた場合 市長が別に定める額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、かめまるランド使用料還付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-4
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	医療費助成の申請
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市こども医療費助成条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （医療費助成の申請） 第 8 条 条例第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除き、同条第 1 項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者（以下この条において「申請者」という。）は、こども医療費助成申請書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、条例第 4 条の規定により助成を受けることができる医療費の額を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 3 市長は、第 1 項の規定により申請書が提出された場合において、当該申請に係る医療費が条例第 4 条第 1 項の規定により助成を受けることができる医療費であると認めたときは、助成額を決定し、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-5
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給者証の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市こども医療費助成条例施行規則
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (受給者証の再交付申請) 第 9 条 受給者証の交付を受けている者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、こども医療費受給者証交付・再交付申請書(別記第 1 号様式)により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-6
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給者証の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市こども医療費助成条例第 5 条
根 拠 条 項	亀岡市こども医療費助成施行規則第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市条例第 28 号及び 26 号
【基準】 第 5 条並びに亀岡市こども医療費助成施行規則第 4 条及び第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (受給者証の交付) 第 5 条 市長は、規則の定めるところにより、対象者からの申請に基づきこども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。 亀岡市こども医療費助成施行規則 (受給者証の交付申請) 第 4 条 条例第 5 条に規定する受給者証の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、こども医療費受給者証交付・再交付申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。 (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証、加入者証等(以下「被保険者証等」という。) (2) その他市長が必要と認める書類 (受給者証の交付) 第 5 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときはこれを審査し、申請者が条例第 3 条に規定する要件に該当すると認めたときは、こども医療費受給者証(別記第 2 号様式。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

--

審査基準及び標準処理期間

番 号	7-7
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	保育料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 27 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 3 条及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （保育料の減免） 第 3 条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則 （保育料の減額） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条に規定する保育料を減額することができる。 （1） 教育・保育給付認定保護者又はその扶養義務者若しくは同居する親族が疾病にかかり、又はその資産に災害を受け、その他やむを得ない事情等により保育料の一部を負担することができないものと認めた場合 （2） その他市長が必要と認めた場合 2 前項の規定により保育料の減額を受けようとする者は、保育料減額申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	7-8
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	保育料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 27 年亀岡市規則第 12 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (既納の保育料) 第 7 条 既納の保育料は、これを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番 号	7-9
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	利用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市保育の利用に関する規則
根 拠 条 項	第 2 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市規則第 28 号
【基準】 第 2 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (入所の手続) 第 2 条 保育の利用を希望する保護者(以下「申込者」という。)は、保育所・認定こども園入所申込書を福祉事務所に提出しなければならない。 2 福祉事務所に、前項の保育所・認定こども園入所申込書を受理したときは、審査の上、入所の可否を決定し、保育所・認定こども園入所承諾書又は保育所・認定こども園入所保留通知書により申込者に通知する。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-1
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	指定工場等の指定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市企業立地促進条例
根 拠 条 項	第 3 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 22 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (工場等の指定) 第 3 条 市長は、企業者が立地した工場等で次の各号の全てに適合するもののうち適当と認めるものを指定工場等として指定することができる。 (1) 投下固定資産総額が 50,000,000 円以上であること。 (2) 常時雇用従業員が新設にあっては 5 人以上増加、増設及び建替にあっては 3 人以上増加であること。 (3) 常時雇用従業員のうち、本市に住所を有し、かつ新規に雇用される者(以下「新規市内従業員」という。)が 1 人以上であること。 (4) 特定地域に立地するものであること。 (5) 企業者が、地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。 2 前項の指定工場等の指定を受けようとする企業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 3 前項の申請は、親会社の子会社と共同で立地しようとするときは、連名により提出することができる。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-2
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	奨励金の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市企業立地促進条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 22 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (奨励金の申請時期) 第 7 条 奨励金の交付を受けようとする立地企業者(以下「奨励金申請者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-3
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	特例措置の適用の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市税条例の特例に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和元年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (申請) 第 6 条 第 3 条及び第 4 条の特例措置の適用を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書に係る書類を添付して市長に申請しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-4
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	供給の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (供給の許可) 第 5 条 供給区域内に居住する者又は建物の所有者で、供給を受けようとする者(以下「供給申請者」という。)は、1 栓ごとにあらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、使用する場所が供給申請者所有でない場合は、その所有者の同意書を添付しなければならない。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。 3 市長は、第 1 項の規定による申請を受けたときは、温泉量その他について調査の上、14 日以内に許可するものとする。ただし、温泉量その他の理由により供給量を制限又は供給を保留若しくは拒否することがある。 4 自家用については、営業用に支障がないと認められたときでないとは許可しないものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-5
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	加入金の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (加入金の減免) 第 7 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認められたときは、加入金を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-6
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	名義変更の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 8 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 8 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (名義変更の禁止) 第 8 条 使用名義の変更、売却、譲渡又は貸付けは、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 相続によるとき。 (2) 配偶者間において名義変更をするとき。 (3) 単に商号又は名称のみを変更するとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特に市長が名義変更を認めたとき。 2 前項ただし書の規定による名義の変更をするときは、市長の許可を受けなければならない。 この場合において、温泉使用料の未納があるときは、納付後でなければ許可しないものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-7
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	工事の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (工事の申請) 第 10 条 供給装置の新設、増設、布設替又は撤去工事をしようとする者(以下「工事申請者」という。)は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、調査の上、14 日以内に許可するものとする。ただし、許可には、設計、材質、工事方法、工事期間その他必要な条件を付けることができる。 3 市長は、供給に支障があると認められるときは、許可しないものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-8
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 18 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 18 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-9
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	協議会構成員の認証等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する 条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 59 号
【基準】 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (協議会構成員の認証等) 第 7 条 前条第 2 項の協議会の構成員となる事業者のうち規則で定める基準を満たすものは、市長の認証を受けることができる。 2 市長は、規則で定めるところにより、前項の規定により認証した事業者(以下「保津川舟運事業等認証事業者」という。)に認証書を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	365 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-10
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 6 条及び第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 6 条及び第 7 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 6 条 川の駅並びにその附帯設備及び器具備品等（以下「附帯設備等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、川の駅の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。 （使用許可の制限） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理上支障があると認められるとき。 （4） その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-11
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 13 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-12
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-13
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 15 条 川の駅は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が川の駅の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-14
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	目的外使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料の減免） 第 17 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-15
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 19 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 19 条 川の駅を使用するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-16
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	使用許可内容の変更
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市規則第 33 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可内容の変更) 第 7 条 使用者は、条例第 6 条第 1 項の規定による使用許可の内容を変更しようとするときは、川の駅・亀岡水辺公園使用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、川の駅・亀岡水辺公園使用許可内容変更承認(不承認)通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-17
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5034

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市規則第 33 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (申出による使用許可の取消し) 第 8 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、川の駅・亀岡水辺公園使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 5 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第 3 条第 1 項の規定により交付された使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、川の駅・亀岡水辺公園使用許可取消通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-18
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	火入れの許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市火入れに関する条例
根 拠 条 項	第 2 条第 1 項及び第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 59 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 2 条第 1 項及び第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の申請) 第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日前 30 日までに、申請書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 (3) 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し (許可の要件) 第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可してはならない。 (1) 火入れの目的が法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。 (2) 火入地の周囲の現況、防火設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

--

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-19
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	10日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-20
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-21
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-22
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 12 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-23
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 13 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 13 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （特別の設備の制限） 第 13 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-24
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	許可書の更新の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 17 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (許可書の更新) 第 5 条 使用者が、許可書の有効期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了の日前 30 日から 3 日までに亀岡市食肉センター使用期間更新申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-25
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は附帯施設その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	10日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-26
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-27
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-28
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 13 条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-29
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 14 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 14 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 14 条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-30
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用期間の更新の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 15 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (許可書の更新) 第 5 条 使用者が、許可書の有効期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了の日前 30 日から 3 日までに亀岡市土づくりセンター使用期間更新申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-31
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用の内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 15 号
【基準】 第 6 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (使用の内容の変更) 第 6 条 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市土づくりセンター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-32
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 4 条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類すること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 研修会、集会、展示会等これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (5) 農作物及び花き等の栽培のため、ほ場を使用すること。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。 3 第 1 項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項の許可を与えることができる。 5 市長は、第 1 項の使用許可をする場合において、公園の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の使用を禁止し、	

又は制限することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 公園の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認めたとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-33
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-34
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の不還付) 第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-35
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用） 第 14 条 公園は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が公園の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-36
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	特別の設備の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第 15 条 公園を使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者の負担とする。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-37
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	行為内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 16 号
【基準】 第 4 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (行為内容の変更) 第 4 条 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-38
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	公園施設設置等の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 16 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公園施設設置等の許可申請） 第 5 条 公園施設の設置又は公園の占用の許可を受けようとする者は、当該設置又は占用を開始しようとする日前 30 日から 7 日までに公園施設設置許可申請書(別記第 5 号様式)又は公園占用許可申請書(別記第 6 号様式)を作成し、誓約書(別記第 1 号様式の 2)を添付して市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-39
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	公園施設設置等の許可内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 16 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (公園施設設置等の許可内容の変更) 第 7 条 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-40
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	公園施設設置等の継続の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 16 号
【基準】 第 8 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公園施設設置等の継続許可申請等） 第 8 条 第 6 条の規定により許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き公園施設を設置又は公園を占用しようとするときは、許可期間満了の日前 30 日から 7 日までに継続許可申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-41
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	負担金の減免等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (負担金等の徴収猶予等) 第 6 条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めるときは、負担金等の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-42
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
【基準】 第 7 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (特別徴収金の徴収) 第 7 条 3 市長は、目的外用途に供した土地の面積が指定する面積を超えない場合その他特に納付の必要がないものとして認めたときは、第 1 項に規定する特別徴収金の徴収を免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	8-43
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	分担金の減免等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （分担金等の徴収猶予等） 第 11 条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めるときは分担金等（第 3 条に規定する分担金、第 7 条に規定する特別徴収金及び第 9 条に規定する機構関連事業に係る特別徴収金をいう。次条において同じ。）の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	0
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-1
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	亀岡市宅地開発等に関する条例に基づく協議、同意及び覚書の締結
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （協議、同意及び覚書の締結） 第 4 条 事業者は、前条第 1 号及び第 2 号に規定する開発行為等を計画するにあたり、第 5 条から第 18 条までに定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。 2 事業者は、前条第 3 号に規定する開発行為を計画するにあたり、第 5 条及び第 6 条第 1 項、第 7 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 16 条並びに第 18 条に定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。	
標 準 処 理 期 間	40 日
備考 以下の期間については、標準処理期間に含まれておりませんので、御注意ください。 (1)申請の不備又は補正に要する期間、(2)他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う際に要する期間、(3)その他覚書締結時に事業者の押印に要する期間	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-2
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	亀岡市宅地開発等に関する条例に基づく協議、同意及び覚書の締結 (変更)
法 令 (例 規) 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (協議、同意及び覚書の締結) 第 4 条 事業者は、前条第 1 号及び第 2 号に規定する開発行為等を計画するにあたり、第 5 条から第 18 条までに定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。 2 事業者は、前条第 3 号に規定する開発行為を計画するにあたり、第 5 条及び第 6 条第 1 項、第 7 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 16 条並びに第 18 条に定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。	
標 準 処 理 期 間	40 日
備考 以下の期間については、標準処理期間に含まれておりませんので、御注意ください。 (1)申請の不備又は補正に要する期間、(2)他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う際に要する期間、(3)その他覚書締結時に事業者の押印に要する期間	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-3
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	行為の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (行為の制限) 第 4 条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類すること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。 3 第 1 項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 4 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 5 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。 6 市長は、第 1 項又は第 4 項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。	

標準処理期間	14日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-4
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	有料公園施設の占用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 7 条の 2 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 7 条の 2 第 2 項及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （有料公園施設） 第 7 条の 2 有料公園施設は、別表第 2 のとおりとする。 2 有料公園施設を占有して使用しようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-5
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 10 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 10 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 10 条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 市長は特に必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-6
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の還付) 第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者が使用を開始する日の 7 日前(有料公園施設にあっては別に定める日)までに使用の取消しを申し出たとき。 (2) 使用者が天災その他自己の責めに帰することのできない理由によって許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。 (3) 法第 27 条第 2 項又は第 9 条第 2 項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じたとき。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-7
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	行為内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 19 号
【基準】 第 4 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (行為内容の変更) 第 4 条 行為許可書の交付を受けた者は、行為許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-8
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	公園施設設置等の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 19 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公園施設設置等の許可申請） 第 5 条 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項及び法第 6 条第 1 項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けようとする者は、当該設置若しくは管理又は占用を開始しようとする日前 60 日から 7 日までに公園施設設置許可申請書(別記第 5 号様式)、公園施設管理許可申請書(別記第 6 号様式)又は公園占用許可申請書(別記第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 公園施設を設置し、又は公園を占用しようとする場合 設計書、仕様書及び図面 (2) 営業経歴を有する者が売店、飲食店等の経営のため公園施設を設置し、又は管理しようとする場合 営業経歴を証する書類	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-9
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	公園施設設置等の許可内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 19 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (公園施設設置等の許可内容の変更) 第 7 条 前条の規定により設置許可書、管理許可書又は占用許可書の交付を受けた者は、当該許可内容を変更しようとするときは、許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-10
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	公園施設設置等の継続許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例施行規則
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 19 号
【基準】 第 8 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公園施設設置等の継続許可申請等） 第 8 条 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項の規定により許可を受けた者が許可期間満了後引き続き公園施設を設置若しくは管理し、又は公園を占用しようとするときは、許可期間満了の日前 50 日から 20 日までに継続許可申請書（別記第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、使用料の納付のあった後、継続許可書（別記第 12 号様式）を前項に規定する申請をした者に対し、交付するものとする。ただし、許可期間が 1 年以上にわたるときは、年度ごとに当該年度分の使用料を徴収するものとする。	
標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-11
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （占用許可） 第 4 条 のどかめロードの一部を占用しようとする者は、市長に申請し、あらかじめ許可を受けなければならない。占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）が当該占用の目的を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成 24 年亀岡市条例第 24 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。 3 市長は、のどかめロードの管理上必要があるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-12
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料の減免） 第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-13
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用内容の変更の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市規則第 7 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (占用内容の変更) 第 4 条 前条の規定により占用許可書の交付を受けた者(以下「占有者」という。)がその内容を変更しようとするときは、のどかめロード占用許可内容変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、のどかめロード占用許可内容変更承認可否通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-14
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	申出による占用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市規則第 7 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （申出による占用許可の取消し） 第 6 条 占用者は、自らの都合により占用許可の取消しを受けようとするときは、のどかめロード占用許可取消申請書(別記第 5 号様式)に占用許可書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、のどかめロード占用許可取消承認通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	7 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-15
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	分担金の減免及び徴収猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (分担金の減免及び徴収猶予) 第 5 条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときには、分担金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-16
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川の占用料等の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河川の占用等に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 7 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料等の減免） 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等の全部又は一部を免除することができる。 （1） 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用のため流水若しくは土地を占用し、又は土石等を採取するとき。 （2） かんがいのため流水又は土地を占用するとき。 （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、公益上その他特に必要があると市長が認めたとき。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-17
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 5 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 5 条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、駐車場の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-18
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	一時使用カードの交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 2 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
【基準】 第 2 条の規定による。 【根拠条文】 （一時使用） 第 2 条 JR 馬堀駅前自転車等駐車場(以下「馬堀駐車場」という。)、JR 亀岡駅前自転車等駐車場(以下「亀岡駐車場」という。)及び JR 千代川駅前自転車等駐車場(以下「千代川駐車場」という。)を一時使用しようとする者は、自転車等の入場時に一時使用カード(別記第 1 号様式)の交付を受けなければならない。 2 前項の規定により一時使用カードの交付を受けた者は、出場時にこれを市長に提示し、駐車料金を納付しなければならない。 3 JR 亀岡駅北口自転車等駐車場(以下「亀岡駅北口駐車場」という。)を一時使用しようとする者は、自動管理機器により必要な施錠操作を行い、出場時に駐車料金を納付しなければならない。 4 JR 並河駅前自転車等駐車場及びメディアス亀岡自転車駐車場を一時使用しようとする者は、自転車等の入場時に駐車料金を納付し、一時使用駐車券(別記第 2 号様式)の交付を受けなければならない。 5 前項の規定により一時使用駐車券の交付を受けた者は、出場時にこれを市長に提示しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

--

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-19
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	定期使用カード又は定期駐車券の交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (定期使用) 第 4 条 駐車場を定期使用しようとする者は、駐車料金を添えて定期使用カード申込書(別記第 3 号様式)又は定期駐車券申込書(別記第 4 号様式)を市長に提出し、定期使用カード(別記第 5 号様式)又は定期駐車券(別記第 6 号様式)及びステッカー(別記第 7 号様式又は別記第 8 号様式)の交付を受けなければならない。 2 前項の規定により定期使用カード又は定期駐車券及びステッカーの交付を受けた者(以下「定期使用者」という。)は、自転車等の入出場時にこれを市長に提示しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-20
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	定期駐車券等の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （定期駐車券等の再交付） 第 5 条 定期使用者は、定期使用カード又は定期駐車券を紛失したときは、直ちに定期使用カード再交付申請書（別記第 9 号様式）又は定期駐車券再交付申請書（別記第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、市長が再交付を適当と認めるときは、定期使用カード又は定期駐車券を再交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-21
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	分担金の徴収猶予等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土木事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年亀岡市条例第 17 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (分担金の徴収猶予等) 第 8 条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めるときは分担金の徴収を猶予し、若しくは分納納付させ、又はその額の一部又は全部を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-22
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市道路の占用に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 31 年亀岡市条例第 36 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料の減免） 第 5 条 占用料の一部を免除することができる物件及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 （1）電線共同溝に敷設する電線その他これに類する線類 占用料に 10 分の 2 を乗じた額 （2）前号に掲げるものと一体不可分な変圧器等の工作物 占用料に 9 分の 8 を乗じた額 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-23
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用等の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 5 条及び第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 5 条及び第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (占用等の許可) 第 5 条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときについても同様とする。 (1) 敷地又は水面を占用すること。 (2) 工作物を設置し、改築し、又は除却すること。 (3) 流水を引用すること。ただし、かんがい用水のための引用を除く。 (4) 土石その他の産出物を採取すること。 (5) 掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (6) 竹木等の栽植又は伐採をすること。 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可(以下「占用等の許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。 3 市長は、第 1 項の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は適正な利用のため必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。 (許可の基準) 第 8 条 占用等の許可は、次の基準に基づいて行わなければならない。 (1) 法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼさないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するのに支障がないこと。	

条例適用 申請に対する処分個票

標準処理期間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-24
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用等の変更許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の期間の更新等) 第 7 条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、第 5 条第 1 項に掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 占用者は、その許可の期間満了後も引き続き許可を受けようとする場合は、当該占用等の許可の期間満了の日前 30 日までに、市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-25
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用等の期間更新の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の期間の更新等) 第 7 条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、第 5 条第 1 項に掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 占用者は、その許可の期間満了後も引き続き許可を受けようとする場合は、当該占用等の許可の期間満了の日前 30 日までに、市長の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-26
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料の減免） 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 （1） 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 （2） かんがいのため工作物を設置するとき。 （3） 生活に必要な通路橋等を設置するとき。 （4） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-27
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料の還付） 第 11 条 既に納入された占用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する還付請求があったときは、当該占用料の全部又は一部を還付することができる。 （1）天災その他の不可抗力によって、許可を受けた目的を達成することができなくなったとき。 （2）第 17 条第 2 項の規定により許可を取り消したとき。 （3）前 2 号に掲げるもののほか、占用料を還付することが必要であると市長が認めたとき。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-28
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	用途廃止の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 20 条の規定による。 【根拠条文】 (用途廃止) 第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する法定外公共物について、自らの決定又は隣接する土地の所有者の申請により、その用途を廃止することができる。 (1) 既にその機能を喪失しており、かつ、将来においてもその機能を回復させる必要がないと認められるもの (2) 既に市に帰属する代替の機能を有する施設が設置されているもの (3) 前 2 号に定めるもののほか、存置させることが不適当又は不必要と認められるもの	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-29
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	入居の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 5 条から第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (入居者の資格) 第 5 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第 2 項において「高齢者等」という。)にあっては第 2 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条又は福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 21 条に規定する被災者等にあっては第 3 号及び第 6 号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000 円 イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 (4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。	

(5) 現に市税を滞納していない者であること。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項に規定する条件を具備する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(高齢者等にあつては、同項第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居されるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について住宅に困窮する実情を調査し、亀岡市営住宅入居者選考審議会の意見を聴いて入居者を決定する。 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、障害者、被爆者、18 歳未満の児童を 3 人以上扶養(同居に限る。)している者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者、亀岡市犯罪被害者等支援条例(平成 24 年亀岡市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等又は生活環境の改善の図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 4 市長は、前 2 項において入居申込者の数が入居されるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居者を決定する。	
標準処理期間	120 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-30
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の減免又は徴収猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （家賃の減免又は徴収猶予） 第 16 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 （1）入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 （2）入居者又は同居者が病気にかかったとき。 （3）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 （4）その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-31
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 43 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 43 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可) 第 43 条 市長は、公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令(平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号)第 2 条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。 2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-32
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	住宅不足等による特例使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 50 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 50 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可) 第 50 条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-33
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 56 条、第 57 条及び第 58 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 56 条から第 58 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可） 第 56 条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。 （使用者の資格） 第 57 条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 （1） 市営住宅の入居者又は同居者であること。 （2） 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 （3） 駐車場の使用料を支払うことができること。 （4） 第 42 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれの場合にも該当しないこと。 （使用の申込み） 第 58 条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-34
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場使用料の減免又は徴収の猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 61 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 61 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 61 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-35
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場保証金の減免又は徴収の猶予
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 64 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 64 条の規定による。 【根拠条文】 （保証金） 第 64 条 市長は、駐車場の使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3 第 19 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 19 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-36
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	敷地の目的外使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 71 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 71 条の規定による。 【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第 71 条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-37
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	入居の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 4 条及び第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （入居者の資格） 第 4 条 小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、入居を希望し、かつ、住宅に困窮していることが明らかなものでなければならない。 （1）小集落地区改良事業の施行に伴い、住宅を失った者 （2）小集落改良地区内において災害により住宅を失った者 2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者は、小集落改良住宅に入居することができないものとする。 3 第 1 項の規定により小集落改良住宅に入居すべき者が入居せず、又は入居しなくなった場合は、小集落改良地区内に居住し、かつ、住宅に困窮すると認められる者の中から入居資格者を選考し、なお、入居者がいない場合は、条例第 5 条に規定する者を入居資格者とする。 （入居者の選考） 第 6 条 市長は、前条の規定により入居の申込みがあった場合は、申込者の入居資格について審査し、入居者を決定する。 2 入居資格が第 4 条第 2 項後段の規定による場合は、条例第 8 条の規定を準用する。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-38
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃等の減免又は徴収猶予の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （家賃等の減免又は徴収猶予） 第 9 条 市長は、入居者又は入居しようとする者の収入が著しく低額であること、又はその他特別の事情がある場合において、必要があると認める者に対して家賃又は敷金の減免をすることができる。 2 市長は、入居者又は入居しようとする者が疾病にかかっていること、又はその他特別の事情がある場合において、必要があると認める者に対して家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-39
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	入居の承継の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （入居の承継） 第 12 条 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退居した場合において、当該同居の親族（同居の親族が入居者と別の世帯を構成する場合を除く。）が引き続き入居を希望するときは、当該同居の親族は、入居の承継について市長の承認を得なければならない。 2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-40
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	入居の決定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営特定目的住宅条例
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 3 条及び第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (入居者の資格) 第 3 条 市営特定目的住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。 (1) 市営特定目的住宅を設置する地域内に現に住所を有する者であること。 (2) 次に掲げる住宅事情のいずれかに該当し、住宅に困窮している者であること。 ア 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者 イ 住宅以外の建物に居住し、保安上危険又は衛生上不適当な状態にある者 ウ 住宅の規模、間取り等と世帯構成との関係から衛生上不適当の居住の状態にある者 エ アからウまでに定めるもののほか、著しく不良であると認められる住宅に居住する者 (3) 前号イ、ウ、エに該当する者にあつては、現に居住している住宅又は建物の撤去が必要であると市長が認定した場合において、当該住宅又は建物を撤去できる者であること。 (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。 (入居者の決定) 第 5 条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、申込者の入居資格について審査し、入居を決定する。 2 市長は、前項の規定により入居を決定したときは、その者に対し、速やかに入居決定通知書を交付しなければならない。	

標準処理期間	30日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	9-41
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の変更
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営特定目的住宅条例
根 拠 条 項	第 8 条及び第 10 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 8 条及び第 10 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 16 条の規定による。 【根拠条文】 (家賃の変更) 第 8 条 市長は、特別の事情により、やむを得ないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、家賃を変更することができる。 (亀岡市営住宅管理条例の準用) 第 10 条 亀岡市営住宅管理条例(平成 9 年亀岡市条例第 48 号)第 11 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条から第 28 条まで、第 41 条、第 42 条、第 67 条及び第 68 条の規定は、市営特定目的住宅について準用する。この場合において、第 12 条、第 17 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条から第 28 条まで、第 41 条、第 42 条及び第 68 条の規定中、「市営住宅」とあるのは「市営特定目的住宅」と読み替えるものとする。 亀岡市営住宅管理条例 (家賃の減免又は徴収猶予) 第 16 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。	

標準処理期間	15日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	10-1
担 当 部 署	会計管理室 財産管理課
電 話 番 号	0771-25-5160

処 分 の 概 要	道路の占用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市道路の占有に関する条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 31 年亀岡市条例第 36 号
【基準】 第 2 条の規定による。 【根拠条文】 (占用の許可) 第 2 条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に対し、法第 32 条第 1 項及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可(以下「許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	11-1
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	下水道排水設備指定工事業者証の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
根 拠 条 項	第 5 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 11 年亀岡市公営企業管理規程第 5 号
【基準】 第 5 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (指定工事業者の指定) 第 5 条 管理者は、指定工事業者としての指定を行った工事業者に対し、亀岡市下水道排水設備指定工事業者証(別記第 5 号様式。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 3 指定工事業者は、指定工事業者証を毀損又は紛失したときは、直ちに指定工事業者証再交付申請書(別記第 6 号様式)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	11-2
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	下水道排水設備指定工事業者の指定の更新
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
根 拠 条 項	第 8 条において準用する第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 11 年亀岡市公営企業管理規程第 5 号
【基準】 第 8 条において準用する第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （指定の更新） 第 8 条 指定工事業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときの手続等は、第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条の規定を準用する。 （指定工事業者の指定） 第 4 条 管理者は、前条第 1 項の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者の指定を行う。 （1）責任技術者が 1 人以上専属していること。 （2）工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 （3）京都府内の市町村又は他府県の亀岡市に隣接する市町に営業所を有していること。 （4）次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。 ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 ウ 工事業者(法人にあっては代表者)が府支部から責任技術者としての登録を取り消されてから 2 年を経過していない場合 エ 指定工事業者が、第 10 条第 2 項の規定により指定を取り消されてから 2 年を経過していない場合 オ 工事業者が亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当する場合	

カ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 キ 法人であって、その役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がいる場合	
標準処理期間	60日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	11-3
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	指定給水装置工事事業者の指定の更新
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市指定給水装置工事事業者規程
根 拠 条 項	第 6 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市公営企業管理規程第 2 号
【基準】 第 6 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 (指定の更新) 第 6 条の 2 第 4 条第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前 3 条の規程は、第 1 項の指定の更新について準用する。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	11-4
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	指定給水装置工事事業者証の再交付
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市指定給水装置工事事業者規程
根 拠 条 項	第 6 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市公営企業管理規程第 2 号
【基準】 第 6 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第 6 条 管理者は、前条の指定を行ったときは、指定工事業者に亀岡市指定給水装置工事事業者証(別記第 2 号様式。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	11-5
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	給水装置の新設等の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (給水装置工事の申込み) 第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。) 第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	12-1
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	使用料等の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 4 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料等の減免） 第 4 条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。 2 虚偽の申請により前項の減免を受けた者に対しては、その使用料等を追徴する。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-1
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-6766

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 4 条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。 （使用の不許可） 第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 政治的活動のために使用しようとするとき。(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の規定による使用は除く。) (3) 宗教的活動のために使用しようとするとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) 営利を目的で使用するおそれがあると認めるとき。 (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。 2 教育委員会は、使用を許可する場合に施設の管理上必要な条件を付することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-2
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-6766

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 8 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-3
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-6766

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の還付) 第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-4
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-6766

処 分 の 概 要	使用団体の登録
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例施行規則
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市教育委員会規則第 1 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （使用団体の登録） 第 3 条 施設を使用しようとする者は、教育長に学校施設使用者登録(変更)申請書兼登録書（別記第 1 号様式。以下「登録申請書等」という。）を提出しなければならない。 2 教育長は、前項の規定による登録の申請があった場合は、登録の適否について審査を行い、適当と認めるときは、学校施設使用者台帳に登録し、当該申請者に対し、登録申請書等を交付する。 3 前項の規定により登録を受けた者は、登録の内容に変更があったときは、速やかに教育長に登録申請書等を提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-5
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5199

処 分 の 概 要	入会の許可
法 令（ 例 規 ） 名	かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 6 条及びかめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （入会の許可） 第 6 条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上入会の可否を決定し、規則で定めるところにより保護者に通知するものとする。 かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則 （入会） 第 5 条 条例第 5 条の規定により児童を入会させようとする保護者は、児童クラブの利用を希望する日の 14 日前までに、かめおか児童クラブ入会申請書に勤務証明書その他必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、4 月 1 日から利用する場合は、教育長が別に定める期間内に提出するものとする。 2 条例第 6 条の規定による通知は、かめおか児童クラブ入会承認（不承認）通知書によるものとする。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-6
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5199

処 分 の 概 要	負担金の減免
法 令（ 例 規 ） 名	かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 8 条及びかめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （負担金の減免） 第 8 条 教育長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する負担金を減額し、又は免除することができる。 かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則 （負担金の減免） 第 10 条 条例第 8 条の規定により負担金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 （1）生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯又は前年度分の市民税非課税世帯 免除 （2）災害その他特別の事情により負担金を納入することが困難な場合 教育長が定める額の減額 （3）その他教育長が特に必要と認める場合 教育長が定める額の減額 2 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、かめおか児童クラブ負担金減免申請書に必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-7
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5199

処 分 の 概 要	負担金の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (負担金の還付) 第 9 条 既納の負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-8
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市教育集会所条例
根 拠 条 項	第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 4 条 教育集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 （使用の不許可） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 管理上支障があると認められるとき。 （3） 営利を目的として使用すると認められるとき。 （4） その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-9
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市教育集会所条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 7 条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会が定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-10
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市教育集会所条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の還付) 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-11
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用の許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市野外活動施設条例
根 拠 条 項	第 3 条、第 4 条及び第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 57 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 3 条、第 4 条及び第 5 条並びに亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の許可） 第 3 条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 （許可条件） 第 4 条 前条の使用許可について、管理上特に必要があると認めるときは、条件を附して許可することができる。 （使用の不許可） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 施設その他の附属物を害するおそれがあるとき。 （3） 管理上支障があると認めるとき。 （4） その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。 亀岡市暴力団排除条例 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	3 日

備考

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-12
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市野外活動施設条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 57 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 7 条及び亀岡市野外活動施設条例施行規則第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の減免） 第 7 条 教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。 亀岡市野外活動施設条例施行規則 （使用料の減免） 第 7 条 条例第 7 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 市が主催する行事に使用する場合 免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用する場合 免除 (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒並びにその引率者が教育活動のため使用する場合 5 割 (4) 市内の幼稚園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 免除 (5) 市外の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 5 割 (6) 子ども会、少年団体等が社会教育活動のため使用する場合 2 割	

(7) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 別に定める 2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用料減免申請書(別記第 5 号様式)を使用許可申請書に添付しなければならない。	
標準処理期間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-13
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の還付の承認
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市野外活動施設条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 57 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 8 条及び亀岡市野外活動施設条例施行規則第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の不還付） 第 8 条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 亀岡市野外活動施設条例施行規則 （使用料の還付） 第 8 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は次のとおりとする。 （1） 使用期日の 7 日前までに第 6 条第 1 項の規定による使用取消しを申し出たとき。 全額 （2） 天災その他自己の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。 全額 （3） 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。 全額 （4） その他公益のため使用する場合で教育委員会が特に必要と認めたとき。 別に定める額 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して教育委員会へ提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-14
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	申出による使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市野外活動施設条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市教育委員会規則第 2 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (申出による使用許可の取消し) 第 6 条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第 3 号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第 3 条第 1 項の規定により交付された許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をしたものに対し、亀岡市七谷川野外活動センター使用許可取消承認通知書(別記第 4 号様式)を交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	3 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-15
担 当 部 署	教育部 図書館
電 話 番 号	0771-24-4710

処 分 の 概 要	図書館資料の貸出しの許可
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立図書館条例
根 拠 条 項	第 5 条第 2 項及び第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 42 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (図書館資料の貸出し) 第 5 条 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)は、図書館内において閲覧又は利用するもののほか、館外貸出しをすることができる。 2 前項の規定により図書館資料を閲覧若しくは利用し、又は館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の定める手続により館長の許可を受けなければならない。 (利用の制限) 第 6 条 次の各号の一に該当する者に対しては、館長は入館をさせず、又は図書館資料の閲覧若しくは利用若しくは館外貸出しを許可しないことができる。 (1) 泥酔者又は利用者に迷惑を及ぼすと認められる者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携帯する者 (3) 貸出期限が過ぎても図書館資料を返戻しない者又は返戻しなかった者 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認める者	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考 亀岡市立図書館運営規則(昭和 42 年教育委員会規則第 2 号)第 10 条及び第 11 条の規定も参照	

審査基準及び標準処理期間

番 号	13-16
担 当 部 署	教育部 図書館
電 話 番 号	0771-24-4710

処 分 の 概 要	駐車料金の減免
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立図書館条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 42 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (駐車料金の減免) 第 10 条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	1 日
備考	

審査基準及び標準処理期間

番 号	14-1
担 当 部 署	その他の事務局 議会事務局
電 話 番 号	0771-25-5051

処 分 の 概 要	開示請求に対する措置
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市議会個人情報保護条例
根 拠 条 項	第 20 条から第 24 条まで
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 20 条から第 24 条までの規定による。 【根拠条文】 (保有個人情報の開示義務) 第 20 条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例第 7 条第 2 号ウ(当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)に規定する情報を除く。以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当

該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示) 第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報) 第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置) 第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
標準処理期間	14 日
備考 標準処理期間は、第 25 条第 1 項の規定による。	

審査基準及び標準処理期間

番 号	14-2
担 当 部 署	その他の事務局 議会事務局
電 話 番 号	0771-25-5051

処 分 の 概 要	訂正請求に対する措置
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市議会個人情報保護条例
根 拠 条 項	第 33 条及び第 34 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 33 条及び第 34 条の規定による 【根拠条文】 (保有個人情報の訂正義務) 第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置) 第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考 標準処理期間は、第 35 条第 1 項の規定による。	

審査基準及び標準処理期間

番 号	14-3
担 当 部 署	その他の事務局 議会事務局
電 話 番 号	0771-25-5051

処 分 の 概 要	利用停止請求に対する措置
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市議会個人情報保護条例
根 拠 条 項	第 40 条及び第 41 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 40 条及び第 41 条の規定による。 【根拠条文】 (保有個人情報の利用停止義務) 第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置) 第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考 標準処理期間は、第 42 条第 1 項の規定による。	